

## 1 西条市使用料等審議会(使用料及び手数料)について

- (1) 西条市使用料等審議会(使用料及び手数料)(以下「審議会」と記載)の位置づけ  
審議会は、「西条市使用料等審議会条例」に基づき、市長の附属機関として位置づけられる。

### 西条市使用料等審議会条例

平成17年3月30日

条例第4号

#### (設置)

第1条 市が徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額に関し審議するため、西条市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (審議会への諮問)

第2条 市長は、必要と認めたときは、使用料等の額について審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が特に必要と認めた者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

#### (会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、諮問事件に関する業務を担当する部署において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## (2) 委員の身分

委員の身分は、非常勤特別職(地方公務員法 第3条第3項第2号)として扱われる。

### 地方公務員法 抜粋

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により 設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

※ 報酬は、「西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例」に基づく

## (3) 審議会を設置した背景と目的

西条市では、公共施設の使用料や窓口での手数料等、特定の市民が利益を受ける行政サービスに係る料金については、条例において使用料・手数料(以下「使用料等」という。)の額を定め、行政サービスの対価として受益者負担を求めている。

受益者負担については、令和2年度に全庁的な見直しを実施してから5年が経過し、近年の人件費や光熱水費等行政サービスの維持に必要な経費が増加する等社会情勢の変化に対応していく必要がある。

このような背景から、審議会を設置して使用料等料金改定について広く意見を聴取し、適正な使用料等を設定することを目的とする。

## 2 審議会に係る情報の取扱いについて

### (1) 審議会の公開・非公開について

#### ① 会議の公開又は非公開の決定について

会議自体を公開にするか非公開にするかは、審議内容に個人情報が含まれる場合や、公開することで公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合は、審議会の決定により非公開にすることができる。

#### ② 会議録の開示又は非開示について

審議会の会議録等は公文書に該当し、西条市情報公開条例により開示しなければならないとしている。不開示にできるのは第6条各号で定められた内容のもので、合理的な理由のある必要最小限の情報に限られる。

#### 西条市情報公開条例 抜粋

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し公文書の公開(第6号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務の確定した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの  
(公開しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、これを公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した 情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を 保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(3) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる情報

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(5) 公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該情報の提供者の承諾なく公開することにより、当該情報の提供者との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(6) 実施機関（市長及び消防長を除く。）及び市の執行機関の附属機関並びにこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の規程又は議決により、その全部又は一部について公開しない旨を定めているもの及び公開することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

(7) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における事務事業に係る審議、検討、調査等（以下「審議等」という。）の意思形成過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る公正かつ適切な意思形成又は当該審議等に支障が生じると認められるもの

(8) 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監査、検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にすると認められるもの

(9) 法令等の規定により、公開することができないと認められる情報

（公文書の部分公開）

第7条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、その部分を除いて当該公文書を公開するものとする。

## (2) 審議会委員の個人情報の取扱いについて

委員の個人情報は、西条市個人情報保護条例により保護される。ただし、他の行政機関や市民等から審議会委員に係る情報提供の依頼があった場合には、次の範囲で委員の個人情報の一部を提供させていただきたい。

【提供内容】依頼があった場合に提供する委員の個人情報の内容

- ・ 対 象 西条市使用料等審議会委員名簿及び名簿外情報の一部
- ・ 内 容 委員の氏名、所属団体、所属団体での役職名
- ・ 提供先 国の機関及び地方公共団体、関係団体、市民、報道機関

(例) 委員名簿の提供を求められる場合 → 名簿(氏名、所属団体、役職名)を提供

(例) 委員の肩書を求められる場合 → 名簿の範囲で提供

### 西条市個人情報保護条例 抜粋

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第 9 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、当該個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 個人情報の本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて電子計算機その他の機器を結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。

### 3 使用料等改定に係る審議方針について

#### (1) 使用料等改定に係る審議方針

審議会においては、次の観点からの審議を行う。

- ・ 市民全体の負担の公平性を踏まえた使用料等料金の改定
- ・ 近隣等自治体との均衡を踏まえた使用料等料金の改定
- ・ 前回審議会答申を踏まえた使用料等料金の改定

使用料及び手数料の改定について(前回答申) 抜粋

(付帯意見)

- ・ 公民館(地区公民館)について、地域活動のための利用ではなく、会費等を徴収する各種教室等の開催については、使用料の徴収を検討されたい。
- ・ 西条市公共施設使用料減免条例について、使用料を減免した場合、結果として市民の税金によって賄われることから、市外の人からは、使用料を徴収すべきと考えるので、見直しを検討されたい。

#### (2) 市民全体の負担の公平性を踏まえた使用料等料金の考え方

行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性の観点から、受益者(利用者)に対しては使用料等として応分の負担を求める必要がある。

求める負担については積算根拠を明確し、使用料等で不平等が生じないよう共通の方法で算出する。

$$\boxed{\text{理論上の使用料・手数料(受益者負担額)}} = \boxed{\text{原 価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

##### ① 「原価」の計算について

##### ア 「原価」の計算で使用する項目

次の項目を原価の計算に使用する。

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 人件費   | 行政サービスに従事する人数の費用を、西条市の普通会計に係る全一般職員の平均単価(給与実態調査)を用いて算出             |
| 物件費   | 算入対象項目: 需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、火災保険料)、委託料(施設の管理委託料等)等 |
| 減価償却費 | 減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数                                               |

## イ「原価」の計算方法

### ① 使用料

#### ・ 貸室使用料原価(占有使用料原価)

会議室の利用のように、ある一定の部屋(区画)を貸し切りで利用する場合は、費用算定対象項目ごとに $1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間}$ 当たりの原価を算出し、貸出面積・貸出時間に応じた原価を求める。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{貸室使用料原価} \\ \text{(占有使用料原価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの人件費} + 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの物件費} + \\ 1\text{m}^2 \cdot 1\text{時間当たりの減価償却費}) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \\ \hline \end{array}$$

#### ・ 個人使用料原価

プール等ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設は、費用算定対象項目を合算したものを年間利用可能人員で除し、利用者1人当たりの原価を求める。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{個人使用料原価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間利用可能人員} \\ \hline \end{array}$$

#### ・ 備品設備使用料原価

マイクや音響設等の備品や設備を利用する場合は、費用算定対象項目を合算したものを年間利用回数(または利用時間)で除し、年間利用回数(または利用時間)に応じた原価を求める。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{備品設備使用料原価} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline (\text{減価償却費} + \text{年間維持管理費}) \div \text{年間利用回数(または利用時間)} \\ \hline \end{array}$$

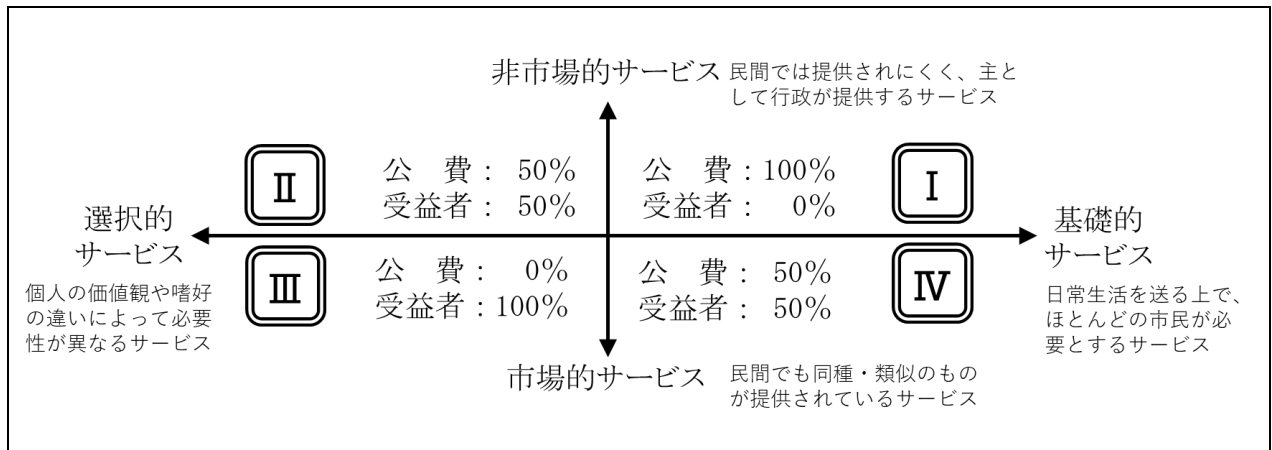
### ② 手数料

事務手数料の算定方法については、1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費と減価償却費を処理件数で除したものを合算し、1件当たりの原価を求める。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{手数料} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 1\text{分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + (\text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{処理件数} \\ \hline \end{array}$$

## ② 受益者負担の割合について

市が提供する公共サービスは、市民の日常生活に必須となるサービスから、特定の市民のみが提供を受けるものや民間に類似サービスが存在するものまで多岐にわたる。このため、受益者負担を一律に設定することは、却って市民全体の負担の公平性を損なう恐れがあることから、行政サービスを必需性(施設の目的や機能)と市場性(民間でも提供されているかどうか)の2つの基準を用いて分類し、公費負担(市民全体の税金で負担)と受益者負担(サービスの利用者が負担)の割合を決定する。



### ※ 受益者負担の具体例

|     |                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------|
| I   | 大半の市民が必要とし、民間では提供困難な施設<br>(例) 道路、公園、図書館等              |
| II  | 人によって必要性が異なり、民間では提供が困難な施設<br>(例) 体育館、会議室等             |
| III | 人によって必要性が異なり、民間でも提供が可能な施設<br>(例) 温泉施設、プール、文化・研修施設、備品等 |
| IV  | 大半の市民が必要とし、民間でも提供可能な施設<br>(例) 市営住宅等                   |

## (3) 近隣等自治体との均衡を踏まえた使用料等料金の考え方

原価計算により算出された「理論上の受益者負担額」に対して、「近隣等自治体の状況」、「類似施設の状況等」、個々の行政サービスを取り巻く環境を考慮して、料金改定案を検討する。

※ 近隣等自治体は、原則、東予圏域に位置する自治体とするが、類似施設が無い場合は県内自治体等可能なかぎり本市に近い自治体とする。

## (4) その他

使用料等料金については、市民生活への影響に配慮し、改定料金の上限額は現行料金の概ね 1.5 倍を目安とする。



## 4 使用料等改定案について

### (1) 審議対象

#### ① 使用料(審議対象)

| 番号 | 施設名            | 番号               | 施設名              |
|----|----------------|------------------|------------------|
| 1  | 地域創生センター       | 24               | 小松体育館            |
| 2  | 西条東部地域交流センター   | 25               | 石根ふれあい公園         |
| 3  | 西条西部地域交流センター   | 26               | 石鎚クライミングパークSAIJO |
| 4  | 東予南地域交流センター    | 27               | 総合福祉センター         |
| 5  | 東予北地域交流センター    | 28               | 西部総合福祉センター       |
| 6  | 市民公園           | 29               | やすらぎ苑            |
| 7  | 総合体育館          | 30               | 食の創造館            |
| 8  | 西条運動公園         | 31               | ひと・夢・未来創造拠点複合施設  |
| 9  | 西条西部公園         | 32               | 本谷温泉             |
| 10 | スポーツコミュニティセンター | 33               | 丹原農村環境改善センター     |
| 11 | 神戸公園運動広場       | 34               | 野積場(2か所)         |
| 12 | 石井記念公園運動広場     | 35               | 総合文化会館           |
| 13 | ひうち体育館         | 36               | 丹原文化会館           |
| 14 | ひうち球場          | 37               | 中央公民館            |
| 15 | ひうち陸上競技場       | 38               | 各地区公民館(28施設)     |
| 16 | 東予運動公園         | 39               | 西条郷土博物館          |
| 17 | ビバ・スポルティアSAIJO | 40               | 東予郷土館            |
| 18 | 東予体育館          | 41               | 佐伯記念館・郷土資料館      |
| 19 | 丹原総合公園         | 42               | 小松史跡近藤篤山邸        |
| 20 | 丹原B&G海洋センター    | 43               | 生涯学習の館           |
| 21 | 丹原体育館          | 44               | 五百亀記念館           |
| 22 | 小松中央公園         | 45               | 学校施設(夜間開放)(49施設) |
| 23 | 小松武道館          | 計 45 件 ( 121 施設) |                  |

② 使用料(審査対象外)

| 番号             | 施設名            | 審議対象外となる理由                         |
|----------------|----------------|------------------------------------|
| 1              | 創作の家           | 施設老朽化に伴い施設自体の見直しを検討する必要があるため。      |
| 2              | 丹原高齢者生活福祉センター  | 国の通知に基づき料金を算定しているため。               |
| 3              | すみれ荘           | 国の通知に基づき料金を算定しているため。               |
| 3              | 各児童館(4施設)      | 施設の設置目的を踏まえ検討した結果、有料化は不適当と判断されるため。 |
| 4              | ここてらす こまつ      |                                    |
| 5              | 児童遊園(24か所)     | 施設の利用実態を踏まえ検討した結果、有料化は不適当と判断されるため。 |
| 6              | 北川農村公園         |                                    |
| 7              | 児童プール(2か所)     | 施設を休止中であるため。                       |
| 8              | 各認定こども園        | 保育料等は別途基準に基づき算定しているため。             |
| 9              | 各幼稚園           |                                    |
| 10             | 各保育所           |                                    |
| 11             | 加茂川ふれあい広場      | 施設の現状等から有料化の意義が薄いため。               |
| 12             | 各保健センター(4施設)   | 近隣類似施設でも使用料を徴収していないため。             |
| 13             | 周桑病院           | 県内病院と比較して料金に大差がないため。               |
| 14             | 中川診療所          | 診療報酬は国の規程を根拠としているため。               |
| 15             | 休日夜間急患センター     |                                    |
| 16             | 各隣保館(4施設)      | 施設の設置目的、設置経緯等から、有料化は不適当と判断されるため。   |
| 17             | 光下田集会所         |                                    |
| 18             | 山本集会所          |                                    |
| 19             | 墓地             | 墓地の永代使用料の性格を有し、使用料改定で不公平が生じるため。    |
| 20             | 石鎚ふれあいの里       | 令和3年度に使用料を見直しているため。                |
| 21             | アウトドアオアシス石鎚    |                                    |
| 22             | 四国鉄道文化館        | 全国類似施設と比較して料金に大差がないため。             |
| 23             | 十河信二記念館        | 施設の設置目的、管理体制等から有料化は困難と判断されるため。     |
| 24             | 観光交流センター       | 施設の利用実態から有料化は不適当と判断されるため。          |
| 25             | 本谷温泉源泉         | 使用料の変更には近隣市を含めた広域的な検討が必要であるため。     |
| 26             | 大日源泉           | 使用施設が無いため。                         |
| 27             | 河原津漁港          | 施設の利用実態等から、料金改定は不適当と判断されるため。       |
| 28             | 考古歴史館          | 使用料の変更に機材(望遠鏡)が対応できないため。           |
| 29             | 各図書館(4施設)      | 施設の設置目的を踏まえ検討した結果、有料化は不適当と判断されるため。 |
| 30             | 東部ウイングサポートセンター | 施設の設置目的を踏まえ検討した結果、有料化は不適当と判断されるため。 |
| 31             | 西部ウイングサポートセンター |                                    |
| 計 31 件( 67 施設) |                |                                    |

### ③ 手数料

手数料の見直し状況を調査した結果。随時見直されており、審議対象に該当する手数料は無い。

| 番号 | 手数料の種類                       | 状 況                                      |
|----|------------------------------|------------------------------------------|
| 1  | 身分に関する証明                     | 県内市町で同額の手数料を設定しており、各手数料ごとに随時、見直しが行われている。 |
| 2  | 居住に関する証明                     |                                          |
| 3  | 印鑑に関する証明                     |                                          |
| 4  | 印鑑登録証交付                      |                                          |
| 5  | 住民票の写しに関する証明                 |                                          |
| 6  | 住民票の記載事項に関する証明               |                                          |
| 7  | 戸籍の付票の写しに関する証明               |                                          |
| 8  | 住民票の閲覧                       |                                          |
| 9  | 土地建物に関する証明                   |                                          |
| 10 | 公租及び公課に関する証明                 |                                          |
| 11 | 公簿の写しに関する証明                  |                                          |
| 12 | 図面の写しに関する証明                  |                                          |
| 13 | 公簿及び図面の閲覧                    |                                          |
| 14 | 住宅用家屋の証明                     |                                          |
| 15 | 行政不服審査法の規定による書面等の交付          |                                          |
| 16 | 営業に関する証明                     |                                          |
| 17 | 鳥獣飼養登録証の交付又は更新若しくは再交付        |                                          |
| 18 | 化製場等に関する法律の規定による動物の飼養又は収容の許可 |                                          |
| 19 | 犬の登録                         |                                          |
| 20 | 犬の鑑札の再交付                     |                                          |
| 21 | 狂犬病予防注射済票の交付                 |                                          |
| 22 | 狂犬病予防注射済票の再交付                |                                          |
| 23 | 屋外広告物の許可                     |                                          |
| 24 | 優良宅地造成の認定                    |                                          |
| 25 | 道路の位置の指定(変更・廃止)の申請に対する審査     |                                          |
| 26 | 建築物の一時的な用途の変更の許可の申請に対する審査    |                                          |
| 27 | 西条市火災予防条例第47条第1項に規定するタンクの検査  |                                          |

#### (2)個別の条例に規程されている手数料

| 番号 | 手数料の種類                             | 状 況                 |
|----|------------------------------------|---------------------|
| 28 | 督促手数料(市税、介護等)                      | 県下料金がほぼ同額。          |
| 29 | 各種診断書(周桑病院、中川診療所、夜間急患センター)         | 県内公立病院と大差無い料金である。   |
| 30 | 一般廃棄物処理手数料                         | 令和5年度に見直しを実施。       |
| 31 | 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可又は更新 | 現行手数料が原価計算を上回る状況。   |
| 32 | 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可証の再交付 |                     |
| 33 | 一般廃棄物最終処分場処分手数料                    | 近隣市と同程度の料金である。      |
| 34 | 道前クリーンセンター処理手数料                    |                     |
| 35 | ひうちクリーンセンター処理手数料                   | 施設利用実態等から、料金改定は不適當。 |
| 36 | 墓地管理料(旭新開地)                        | 利用実態等から、料金改定は不適當。   |
| 37 | 「設計手数料」等、水道事業に関する事務手数料             | 別途担当課にて見直しを検討する予定。  |
| 38 | 「責任技術者の登録」等、下水道事業に関する事務手数料         | 令和6年度に見直しを実施。       |

※「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」又は「愛媛県手数料条例」に手数料の金額根拠があり見直す必要がないものは除く。

## (2) 使用料改定案(既設定分)について

既に設定している使用料の料金改定案については、次の3つの事務局案を提案する。

### ① 事務局案の考え方

|    |                                        |
|----|----------------------------------------|
| 案1 | 原価計算で算出された理論上の料金(上限を現行料金の1.5とする。)      |
| 案2 | 近隣等自治体の類似施設料金のうち高いもの(上限は案1又は現行料金の1.5倍) |
| 案3 | 近隣等自治体の類似施設料金の平均金額(上限は案1又は現行料金の1.5倍)   |

※案1～3で算出された料金が、現行料金を下回る場合は現行料金を据え置き。

### ② 使用料改定案(既設置分) 例

| 施設名 |     | 現行<br>使用料 | 理論上<br>使用料 | 案1   | 案2   | 案3   | A市<br>使用料 | B市<br>使用料 |
|-----|-----|-----------|------------|------|------|------|-----------|-----------|
| 〇〇館 | 会議室 | 600円      | 950円       | 900円 | 800円 | 750円 | 800円      | 700円      |
| 〇●館 | 調理室 | 800円      | 920円       | 920円 | 920円 | 800円 | 1,000円    | 500円      |

### ③ 使用料改定による収入増加推計

| R5 年度<br>使用料収入<br>(円) | 案1         |                    | 案2         |                    | 案3         |                    |
|-----------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|
|                       | 使用料<br>上昇率 | 収入増加<br>推計額<br>(円) | 使用料<br>上昇率 | 収入増加<br>推計額<br>(円) | 使用料<br>上昇率 | 収入増加<br>推計額<br>(円) |
| 131,438,275           | 156.1%     | 73,722,087         | 123.0%     | 30,274,647         | 117.8%     | 23,440,916         |

|          |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 5か年累計(円) | 368,610,435 | 151,373,235 | 117,204,580 |
|----------|-------------|-------------|-------------|

### ④ 審議対象施設における収支の推移・推計

| R3 年度<br>(円)  | R4 年度<br>(円)  | R5 年度<br>(円)  | R6 年度(推計)<br>(円) | R7 年度(推計)<br>(円) |
|---------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| ▲ 626,725,129 | ▲ 663,198,577 | ▲ 670,100,472 | ▲ 691,100,472    | ▲ 712,100,472    |

|             |             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 赤字増加額(R3 比) | 36,473,448円 | 43,375,343円 | 64,375,343円 | 85,375,343円 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|

※R6 年度及び R7 年度推計額は R3～R5 年度の収支減額平均 21,000,000 円で推計

※▲698,278,573 円(R 元年度収支)－▲ 626,725,129 円(R3 年度収支)＝▲71.553,444 円

※R3～R7 年度における赤字増加累計額(推計) 229,599,477 円

### (3) 使用料案(新規設定分)について

#### ① 地区公民館の使用料案について

##### ア 本市地区公民館の現状

本市地区公民館では、社会教育法に沿って運営し、営利を目的として行われる事業については、公民館使用を認めていない。

#### 社会教育法 抜粋

##### (目的)

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (公民館の運営方針)

第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

2 (略)

##### イ 公民館使用における社会環境

他地域では、民間企業や NPO 等に公民館が活用される事例もでてきており、文部科学省から社会教育法第 23 条第 1 項第 1 号の解釈と公民館で実施し得る事業の具体的に事例が示されている。

#### 社会教育法第 23 条第1項第1号の解釈の周知について(依頼) 抜粋

##### 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 23 条第1項第1号の解釈については、「本規定の趣旨は、公民館が、法第 20 条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。」

文部科学省が実施した法 23 条第1項第1号に関するアンケート調査(令和5年5月9日～6月12日)の結果も踏まえ、各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施し得る事業の具体的な事例を別紙のとおり改めて示すこととしました。本事務連絡については、公民館の積極的な活用に向けた、各地域における検討の一助となれば幸いです。

## 公民館で実施し得る事業の具体的な事例

### ① 公民館が主体で行うもの

- ・ 公民館講座において講座の維持・継続に必要な受講料を徴収する。
- ・ 公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。
- ・ 公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。
- ・ 映画館のない地域において、地域住民の教養の向上のために映画を上映するにあたり、相応の入場料を徴収する。
- ・ 高齢化が進む状況を踏まえて、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼する。
- ・ 地域住民のレクリエーションとして著名人等のコンサートやイベントを開催し、その際にグッズの販売を認める。

### ② 公民館以外が主体となって行うもの

- ・ イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物の販売を認める。
- ・ 地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、循環型社会の推進や地域住民の交流に寄与するものと判断し、公民館の貸し出しを認める。
- ・ 大人数が集まれる会場がない地域において、地域にある学校の行事や民間会社等の会議に公民館の貸し出しを認める。
- ・ 金融機関が少ない地域において、住民の利便性に寄与するため、公民館内に ATM や金融機関の支店の設置を認める。
- ・ いわゆる買物弱者を支援するため、公民館内にスーパーマーケットの出店を認める。
- ・ 地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める。
- ・ 地域の伝統的行事の一環としてのお菓子の販売を、伝統行事存続のため、公民館での販売を認める。
- ・ 地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシェの開催を認める。
- ・ 本場のクラシック音楽になかなか触れることが難しい地域において、地域住民の文化的教養の向上に資することから有償の入場料でのクラシックコンサートの開催を認める。
- ・ ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域のこどもの体力や学力向上のため、月謝制のこども向けダンス教室や塾の開催を認める。
- ・ 法第 20 条で規定する公民館の目的に資するとして実施を認めた営利事業における事業所の名称について、立地を表すものとして〇〇公民館店や〇〇公民館校など、公民館名の利用を認める。
- ・ 理容室や美容室が少ない地域において、地域住民の公衆衛生の向上の観点から、定期的に理容室や美容室に公民館の貸し出しを認める。
- ・ 入札等の公正な方法により施設命名権(ネーミングライツ)を売却する。

※これらは本年文部科学省が実施したアンケート等で得られた活動の事例の一部です

## ウ 公民館使用料の考え方

地区公民館を社会教育の場として更なる利用を促進することを念頭に、営利団体等であっても地域の暮らしを豊かにするものや社会教育的な活動については、有料で利用できるよう検討する。

なお、現在公民館を使用している団体については、優先的に予約し、使用料についても「西条市公民館設置及び管理条例施行規則」を適用し減額又は免除する。

| 西条市公民館設置及び管理条例施行規則 抜粋                                                            |  |
|----------------------------------------------------------------------------------|--|
| (使用料の減免)                                                                         |  |
| 第 10 条 条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次に掲げるとおりとする。                          |  |
| (1) 教育委員会又は市が主催して事業を行うとき。                                                        |  |
| (2) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する婦人会、PTA、青年団等の団体が入場料を徴収しないで社会教育に関する事業を行うとき。 |  |
| (3) 社会教育を行う団体として、教育委員会が認める団体が入場料を徴収しないで社会教育に関する事業を行うとき。                          |  |
| (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。                                             |  |
| 2 (略)                                                                            |  |

## エ 地区公民館使用料案について

近隣等自治体で設定している地区公民館の料金を参考に、次の3案を提案する。

### ㊦ 地区公民館使用料案の算出方法

|    |                      |
|----|----------------------|
| 案1 | 原価計算で算出された理論上の料金     |
| 案2 | 県内自治体の類似施設使用料のうち高いもの |
| 案3 | 県内自治体の類似施設使用料の平均金額   |

### ㊧ 地区公民館使用料案 例

| 施設名   |      | 案1<br>(円/h) | 案2<br>(円/h) | 案3<br>(円/h) | 宇和島市<br>公民館<br>(円/h) |     | 四国中央市<br>公民館<br>(円/h) |     |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-----|-----------------------|-----|
| 西条公民館 | 多目的室 | 3,683       | 330         | 231         | 会議室                  | 131 | 会議室                   | 330 |
|       | 和室   | 2,001       | 131         | 121         | 和室                   | 131 | 和室                    | 110 |
|       | 研修室  | 3,683       | 330         | 231         | 会議室                  | 131 | 会議室                   | 330 |
|       | 調理室  | 7,244       | 220         | 199         | 調理室                  | 177 | 調理室                   | 220 |
|       | 大ホール | 1,039       | 880         | 533         | 大ホール                 | 185 | 大ホール                  | 880 |

### ㊨ 公民館使用料の施行開始について

公民館の使用料施行開始日は、丁寧な説明と周知が必要と考えるため、令和 9 年 4 月 1 日を想定

## ② やすらぎ苑の使用料案について

やすらぎ苑は、(火葬場)施設が老朽化したことから令和 5 年度から令和 7 年度にかけて改修工事を実施しているところである。今後は使用料を設定して利用者に一定の負担を求め施設の適正な維持管理を図りたい。

### ア 県内の火葬場に係る使用料一覧

| 市名    | 火葬料 (円) |        |        |        | 控室使用料 (円)   |              |
|-------|---------|--------|--------|--------|-------------|--------------|
|       | 市内      |        | 市外     |        | 市内          | 市外           |
|       | 小人      | 大人     | 小人     | 大人     |             |              |
| 西条市   | 0       | 0      | 10,000 | 20,000 | 0           | 0            |
| 新居浜市  | 0       | 0      | 10,000 | 20,000 | 2,200       | 6,600        |
| 今治市   | 7,000   | 10,000 | 28,000 | 40,000 | 0           | 10,000       |
| 四国中央市 | 0       | 0      | 10,000 | 20,000 | 20,000      | 40,000       |
| 松山市   | 5,000   | 8,000  | 23,400 | 39,000 | 2,000～3,000 | 4,000～6,000  |
| 東温市   | 5,000   | 10,000 | 10,000 | 20,000 | 100～200     | 120～240      |
| 伊予市   | 9,000   | 12,000 | 27,000 | 36,000 | 0           | 0            |
| 大洲市   | 5,000   | 8,000  | 20,000 | 40,000 | 5,200       | 15,700       |
| 西予市   | 6,000   | 10,000 | 14,000 | 20,000 | 0           | 0            |
| 八幡浜市  | 6,000   | 10,000 | 30,000 | 45,000 | 0           | 0            |
| 宇和島市  | 6,000   | 8,000  | 18,000 | 20,000 | 1,000～5,000 | 2,000～10,000 |

※大洲市の控室使用料は、市内 4 施設のうち 1 施設のみ徴収

### イ やすらぎ苑 使用料案

| 使用料区分        | 単位  | 現行<br>使用料<br>(円) | 理論上<br>使用料<br>(円) | 案1<br>(円) | 案2<br>(円) | 案3<br>(円) |
|--------------|-----|------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 火葬 市内 12 歳未満 | 1 体 | 0                | 23,908            | 3,750     | 3,000     | 2,500     |
| 火葬 市内 12 歳以上 | 1 体 | 0                | 23,908            | 7,500     | 6,000     | 5,000     |
| 火葬 市外 12 歳未満 | 1 体 | 10,000           | 47,815            | 15,000    | 12,000    | 10,000    |
| 火葬 市外 12 歳以上 | 1 体 | 20,000           | 47,815            | 30,000    | 24,000    | 20,000    |
| 待合室 市内       | 1H  | 0                | 938               | 1,250     | 1,000     | 800       |
| 待合室 市外       | 1H  | 0                | 1,876             | 5,000     | 4,000     | 3,200     |

### ウ 使用料改定による収入試算額

| 案1           | 案2           | 案3           |
|--------------|--------------|--------------|
| 16,000,000 円 | 12,800,000 円 | 10,560,000 円 |

※試算式：(「火葬 市内 12 才以上使用料」+「待合室使用料2H」)×年間火葬者数 1,600 人

※火葬に係る電気・燃料代(R7 設計費):13,194,000 円

※やすらぎ苑指定管理委託料 R6 年:40,951,000 円→R7年度:50,740,000 円



### ③ その他

ア 交流センターの使用料と次の考え方で設定する。

#### ㊦ 地域交流センター(集会室等)の使用料案

市外の利用者に対する使用料減免措置を検討するため、市外の利用者がある次の施設について使用料を設定する。

| 施設名             |      | 現行使用料<br>(円) | 案 1<br>(円) | 案2<br>(円) | 案3<br>(円) |
|-----------------|------|--------------|------------|-----------|-----------|
| 西条東部地域交流センター    | 大集会所 | 0            | 750        | 500       | 500       |
| 西条西部地域交流センター    | 大集会室 | 0            | 750        | 500       | 500       |
| (参考)東予南地域交流センター | 多目的室 | 500          | 750        | 500       | 500       |

① 東予南地域交流センターの遊戯室使用料を設定しているが、室内遊具があり貸館不可のため、東予北、児童館と合わせて料金設定を無しとする。

イ 西部福祉センターの備品(ワイヤレスマイク、マイクスタンド)について、総合福祉センターと同額の使用料を設定する。また、両施設のスクリーンの使用料を近隣等自治体の類似備品使用料を参考に設定。

| 施設名等       |          | 現行使用料<br>(円) | 案 1<br>(円) | 案2<br>(円) | 案3<br>(円) |
|------------|----------|--------------|------------|-----------|-----------|
| 総合福祉センター   | ワイヤレスマイク | 300          | 300        | 300       | 300       |
|            | マイクスタンド  | 200          | 300        | 200       | 200       |
|            | スクリーン    | 0            | 500        | 500       | 350       |
| 西部総合福祉センター | ワイヤレスマイク | 0            | 300        | 300       | 300       |
|            | マイクスタンド  | 0            | 300        | 200       | 200       |
|            | スクリーン    | 0            | 500        | 500       | 350       |

ウ その他のア、イについては、使用料改定案(既設定分)と同じ使用料の設定方法とする。

## 5 西条市公共施設使用料減免条例の取扱いについて

### (1) 現状

西条市公共施設使用料減免条例(以下「使用料減免条例」と記載。)を適用し、同条例別表2の施設を利用する65以上の高齢者等については、市内・市外在住にかかわらず使用料が100%減免となっている。

#### 西条市公共施設使用料減免条例 抜粋

##### (趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者、母子世帯、父子世帯及び生活保護世帯の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、公共施設を利用する場合の使用料(利用料及び観覧料を含む。以下同じ。)の減免の取扱いに関し各公共施設の管理運営に関する条例及び規則(以下「公共施設管理条例等」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (対象となる公共施設)

第2条 この条例において対象となる公共施設は、別表に掲げる施設をいう。

##### (減免対象者)

第3条 この条例において公共施設の使用料の減免の対象となる者は、次に掲げるものとする。ただし、公共施設管理条例等の定めにより減免を受けたものは除く。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 母子世帯及び父子世帯に属する者

(4) 生活保護世帯に属する者

(5) 第1号及び第2号に規定する者に付添いを要する場合は、その付添者。ただし、第1号及び第2号に規定する者1人につき付添者1人とする。

(6) 2人以上の者で公共施設を利用する場合は、その2分の1以上が前各号に規定する者で構成されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共施設の使用料の減免の対象としない。

(1) 国、県、市等が公共施設の利用に要する経費の一部又は全部を助成しているとき。

(2) 入場料及びこれに類するものを徴収するとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が減額し、又は免除することを不相当と認めるとき。

##### (減免割合)

第4条 この条例による減免の割合は、次のとおりとし、減免後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 公共施設管理条例等に定める1人当たりの使用料 前条第1項第1号から第5号までに規定する者が公共施設を利用するとき 免除

(2) 公共施設管理条例等に定める前号の使用料以外の使用料 前条第1項第6号に規定する者が公共施設を利用するとき 5割

別表(第2条関係)

| 番号 | 施設名               |
|----|-------------------|
| 1  | 西条市中央公民館          |
| 2  | 西条市立東予郷土館         |
| 3  | 西条市生涯学習の館         |
| 4  | 西条市佐伯記念館・郷土資料館    |
| 5  | 西条市総合体育館          |
| 6  | 西条市ひうち体育館         |
| 7  | 西条市西条西部体育館        |
| 8  | 西条市東予体育館          |
| 9  | 西条市丹原体育館          |
| 10 | 西条市小松体育館          |
| 11 | 西条市小松武道館          |
| 12 | 西条市ひうち球場          |
| 13 | 西条市東予運動公園野球場      |
| 14 | 西条市ひうち陸上競技場       |
| 15 | ビバ・スポルティアSAIJO    |
| 16 | 西条市スポーツコミュニティセンター |
| 17 | 石鎚クライミングパークSAIJO  |
| 18 | 西条市西条運動公園総合プール    |
| 19 | 西条市東予運動公園プール      |
| 20 | 西条市丹原B&G海洋センター    |
| 21 | 西条市西条市民公園テニスコート   |
| 22 | 西条市西条西部公園テニスコート   |

| 番号 | 施設名                                         |
|----|---------------------------------------------|
| 23 | 西条市東予運動公園テニスコート                             |
| 24 | 西条市丹原総合公園テニスコート                             |
| 25 | 西条市小松中央公園テニスコート                             |
| 26 | 西条市西条市民公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)                |
| 27 | 西条市西条西部公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)                |
| 28 | 西条市神戸公園(多目的広場夜間照明施設)                        |
| 29 | 西条市石井記念公園(多目的広場夜間照明施設)                      |
| 30 | 西条市東予運動公園(多目的広場、球技場、海浜広場)                   |
| 31 | 西条市丹原総合公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)                |
| 32 | 西条市小松中央公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設、交通広場、グラウンドゴルフ場) |
| 33 | 西条市石根ふれあい公園(多目的広場夜間照明施設)                    |
| 34 | 西条市小松史跡近藤篤山旧邸                               |
| 35 | 西条市総合福祉センター                                 |
| 36 | 西条市西部総合福祉センター                               |
| 37 | 西条市総合文化会館                                   |
| 38 | 西条市丹原文化会館                                   |
| 39 | 西条市東予北地域交流センター                              |
| 40 | 西条市東予南地域交流センター                              |
| 41 | 西条市丹原農村環境改善センター                             |
| 42 | 西条市石鎚ふれあいの里                                 |
| 43 | 西条市食の創造館                                    |

※ 東予南地域交流センター、東予北地域交流センターにおける入浴施設については、本条例の適用除外とする。

## (2) 本市に隣接する自治体における市外利用者に対する使用料減免状況

本市に隣接する自治体(新居浜市、今治市)における使用料減免条例が適用される施設の類似施設での減免状況を次のとおりまとめた。

| 番号 | 施設名                          | 新居浜市 |      |      | 今治市  |          |      |
|----|------------------------------|------|------|------|------|----------|------|
|    |                              | 減免有無 | 減免対象 | 減免割合 | 減免有無 | 減免対象     | 減免割合 |
| 1  | 西条市中央公民館                     | 無    |      |      | 無    |          |      |
| 2  | 西条市立東予郷土館                    | 有    | 障がい者 | 50%  | 有    | 障がい者     | 100% |
| 3  | 西条市生涯学習の館                    | 無    |      |      | 無    |          |      |
| 4  | 西条市佐伯記念館・郷土資料館               | 有    | 障がい者 | 50%  | 無    | 障がい者     | 100% |
| 5  | 西条市総合体育館                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 6  | 西条市ひうち体育館                    | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 7  | 西条市西条西部体育館                   | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 8  | 西条市東予体育館                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 9  | 西条市丹原体育館                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 10 | 西条市小松体育館                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 11 | 西条市小松武道館                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 12 | 西条市ひうち球場                     | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 13 | 西条市東予運動公園野球場                 | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 14 | 西条市ひうち陸上競技場                  | —    |      |      | —    |          |      |
| 15 | ビバ・スポルティアSAIJO               | —    |      |      | —    |          |      |
| 16 | 西条市スポーツコミュニティセンター            | —    |      |      | —    |          |      |
| 17 | 石鎚クライミングパークSAIJO             | —    |      |      | —    |          |      |
| 18 | 西条市西条運動公園総合プール               | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 19 | 西条市東予運動公園プール                 | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 20 | 西条市丹原B&G海洋センター               | 有    | 障がい者 | 50%  | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 21 | 西条市西条市民公園テニスコート              | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 22 | 西条市西条西部公園テニスコート              | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 23 | 西条市東予運動公園テニスコート              | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 24 | 西条市丹原総合公園テニスコート              | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 25 | 西条市小松中央公園テニスコート              | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 26 | 西条市西条市民公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設) | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 27 | 西条市西条西部公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設) | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 28 | 西条市神戸公園(多目的広場夜間照明施設)         | 無    |      |      | 有    | 高齢者、障がい者 | 50%  |

|    |                                             |   |      |     |   |          |      |
|----|---------------------------------------------|---|------|-----|---|----------|------|
| 29 | 西条市石井記念公園(多目的広場夜間照明施設)                      | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 30 | 西条市東予運動公園(多目的広場、球技場、海浜広場)                   | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 31 | 西条市丹原総合公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設)                | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 32 | 西条市小松中央公園(多目的広場、多目的広場夜間照明施設、交通広場、グラウンドゴルフ場) | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
|    |                                             | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 33 | 西条市石根ふれあい公園(多目的広場夜間照明施設)                    | 無 |      |     | 有 | 高齢者、障がい者 | 50%  |
| 34 | 西条市小松史跡近藤篤山旧邸                               | 有 | 障がい者 | 50% | 有 | 障がい者     | 100% |
| 35 | 西条市総合福祉センター                                 | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 36 | 西条市西部総合福祉センター                               | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 37 | 西条市総合文化会館                                   | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 38 | 西条市丹原文化会館                                   | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 39 | 西条市東予北地域交流センター                              | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 40 | 西条市東予南地域交流センター                              | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 41 | 西条市丹原農村環境改善センター                             | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 42 | 西条市石鎚ふれあいの里                                 | 無 |      |     | 無 |          |      |
| 43 | 西条市食の創造館                                    | 無 |      |     | 無 |          |      |

### (3) 使用料減免条例における市外利用者の取扱いについて

本市に隣接する自治体の状況を踏まえ、次の3つの事務局案を提案する。

#### ① 使用料減免条例における市外利用者の取扱い事務局案

|    |                                                                                                                         |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案1 | 使用料減免条例の減免対象者「65 才以上の高齢者」を「市内在住の 65 才以上高齢者」に変更する。                                                                       |
| 案2 | 使用料減免条例の減免対象者「65 才以上の高齢者」を「市内在住の 65 才以上高齢者」に変更する。<br>ただし、今治市で市外の高齢者の使用料を減免している施設に類似する本市施設の条例を変更して市外高齢者が減免措置を受けられるようにする。 |
| 案3 | 使用料減免条例の対象者は「65 才以上の高齢者」のままで、減免の割合を「市内在住高齢者が全額。市外在住の高齢者は半額。」とする。                                                        |

## 6 今後のスケジュールについて

| 月日 |      | 内容                     |
|----|------|------------------------|
| 7月 | 22日  | ○第1回 使用料等審議会（手数料及び使用料） |
|    |      |                        |
|    | 24日頃 | ○パブリックコメント開始           |
|    |      |                        |
| 8月 |      |                        |
|    | 24日頃 | ○パブリックコメント終了           |
|    |      |                        |
|    |      |                        |
| 9月 | 上旬   | ○第2回 使用料等審議会（手数料及び使用料） |
|    |      |                        |
|    |      |                        |
|    |      |                        |